

令和 07年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：安曇野市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	88.1	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100	%
全職員	73.4	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	101.2	%
本庁課長相当職	97.9	%
本庁課長補佐相当職	95.9	%
本庁係長相当職	96.5	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	94.1	%
31～35年	94.2	%
26～30年	91.4	%
21～25年	90.2	%
16～20年	94.4	%
11～15年	95.6	%
6～10年	91.9	%
1～5年	90.7	%

【説明欄】

職員の給与は、条例等に基づき決定しており、制度上は職員の給与の男女の差異は生じないが、諸手当の受給状況及び男女の職員構成等により、職員の給与の男女の差異が生じている。

＜職員区分について＞

- (1)「任期の定めのない常勤職員」：正規職員（特別職除く）
- (2)「任期の定めのない常勤職員以外の職員」：以下の職員をいう。
 - ・再任用職員（「定年前提任用短時間勤務職員」、「暫定再任用職員」）
 - ・地方公務員法第22条の2の規定により任用される会計年度任用職員
- (3)「全職員」：(1)、(2)の職員全員

＜算出にあたり＞

- (1)職員数は、各月の給与支払日において給与を支給した職員数の平均を算出する。
- (2)「任期の定めのない職員」で部分休、育児短時間勤務、育児休業、休職をした職員、他の自治体等からの派遣受入職員を対象に含んでいない。
- (3)短時間勤務の職員等の職員数(31、35、37.5時間/週)についても1人としてカウントする。
- (4)会計年度任用職員のうち、日額者及び時間給者については、正規職員や会計年度任用職員(月額者)と比較し、勤務時間が短いと給与が低く、全体の算出に与える影響の大きさを考慮し、日額者及び時間給者は算定の対象から除くこととした。

＜任期の定めのない常勤職員について＞

・扶養手当は、男性に支給している場合が多く、扶養手当受給者に占める男性の割合は82.59%である。

＜任期の定めのない常勤職員以外の職員について＞

・「再任用職員」と「会計年度任用職員」に分けられる。

任期の定めのない常勤職員以外の職員の内訳：

男性：「再任用職員」 24.3% 「会計年度任用職員」 75.7%

女性：「再任用職員」 1.2% 「会計年度任用職員」 98.8%

＜全職員について＞

・男性は、「任期の定めのない常勤職員」の占める割合が76.3%となっている一方で、女性については、その割合が39.5%となっていること。

全職員の内訳

男性：「任期の定めのない常勤職員」76.3% 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」23.7%

女性：「任期の定めのない常勤職員」39.5% 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」60.5%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。